許可不要の改築 に係る審査基準チェックリスト

項目	摘要	適否	添付図書	提出 指示	提出 確認
線引き時 期	□1973 (S48). 03. 27 □2001 (H13). 10. 11 □1982 (S57). 12. 16 □2012 (H24). 04. 05 □1991 (H 3). 09. 30				
既存建築 物経 市上性)	 ①都市計画法上適法なものであること ・当初建築物の建築時期: (M、T、S、H年月日) ・許可等履歴:年 月 日 番号:号 ・建築確認履歴:年 月 日 番号:号 ・属人性:有()・無 	□線前所在 部引の 部別の 部後築	・確認済証等・航空写真・都市計画図・その他の資料○許可等の履歴を証する資料		
敷地の同 一性			 ◎敷地の範囲等を確認する資料 ・建築確認を受けた配置図、求積図 ・公図 ・建築時の航空写真 ・都市計画図 ・その他の資料 ◎土地登記簿謄本 ◎配置図(従前・計画) ◎敷地求積図(従前・計画) ◎現況写真(敷地全景) 		
用途の同 一性	③用途分類表の区分(ロ)に変更がないこと ・既存建築物の用途: ・計画建築物の用途: ※建築物の使用目的の変更、属人性に係る変更は対象外		◎用途を確認する資料・建物登記簿謄本・納税通知書(課税納付書)・確認済証等・その他の資料(住民票等)◎平面図(従前・計画)◎現況写真		
面積規模 の同一性	 ④改築後の床面積の合計が、改築前の1.5倍以下 ・(改築後の床面積) (改築前の床面積) m²≤m²×1.5 (戸建専用住宅は210㎡以下とすることができる) 		◎既存建築物規模を確認する資料・建物登記簿謄本・納税通知書(課税納付書)・確認済証等・その他の資料◎配置図(現況・計画)◎平面図(現況・計画)(各面積記入)◎現況写真(敷地全景)		
利用及び 環境との 整合	 ⑤最高の高さ (既存が10m以下の場合) □最高の高さ:m≤10m (既存が10m超の場合)次のいずれにも該当 □ 改築後の高さ 改築前の高さ m ≤m □建基法第56条の2第1項の規定に適合 ②必要とする資料 ○場合により要する資料 		◎計画建築物の立面図(高さ記入)○既存建築物の立面図(既存建築物の最高の高さが10mを超える場合に限る。高さ記入)○日影図		

宅地造成及び特定盛土等規制法の許可を要する造成行為	◎敷地縦横断面図	
の有無: 有・無	(現況、計画地盤面、造成高さ等表示)	

^{※「}従前」とは、線引き前の建築物にあっては線引き時、線引き後許可を受けた建築物にあっては許可時をいう。 「現況」とは、現在の状況をいう。